

1. 背景

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するため、
- ・地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けることとし、
 - ・当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。

2. 法律案の概要

① 活性化計画の記載事項等

- ・活性化計画に記載できる事業（活性化事業）として、農用地の保全等に関する事業を追加する。（第5条関係）
- ・活性化事業について、現行の交付金による支援に加え、農地転用等に係る手続の迅速化を図る。（第5条等関係）

※農用地の保全等に関する事業：農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するもの

② 所有権移転等促進計画の記載事項

- ・所有権移転等促進計画の対象に、現行の活性化施設の整備に係る事業に加え、農用地の保全等に関する事業を追加する。（第5条及び第8条関係）

※所有権移転等促進計画：農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う計画

③ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例

- ・農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載される場合について、多面法に基づく認定申請についての手続を簡略化する。（第15条関係）

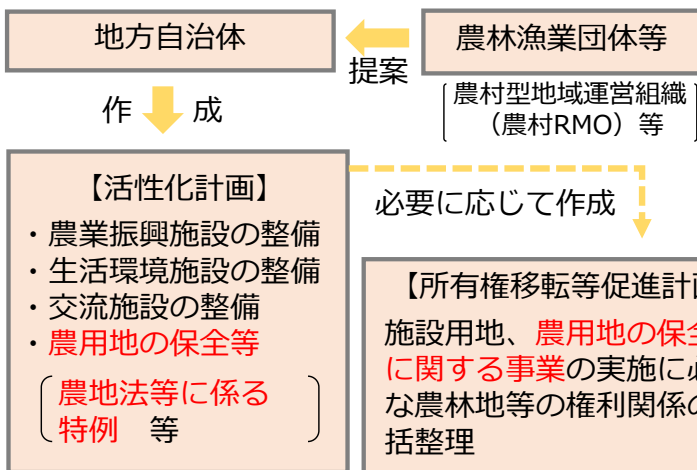
④ 活性化計画の作成等に係る協議会

- ・地方公共団体は、活性化計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、農林漁業団体、有識者等から成る協議会を組織することができる（任意）。（第6条関係）

⑤ 農林漁業団体等の法人化の推進

- ・国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化の推進に努める。（第17条関係）

【活性化法のスキーム（イメージ）】



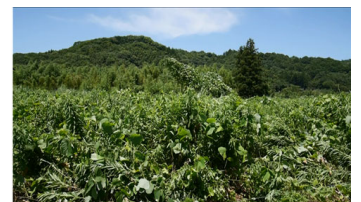
【交流施設の整備に関する事業（イメージ）】



空き別荘を活用した農泊施設（農山漁村発イノベーション）の例

※赤字は今回改正部分

【農用地の保全等に関する事業（イメージ）】



（放牧前）



（放牧後）

3. 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日